

## 第15回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年9月26日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	6	有田亜佳	7	高田光一	8	芝貞弘
10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記
14	川平定計						

4. 欠席委員(1名)

9	古用敏彦
---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第68号 農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について
- 日程第3 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第71号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 報告第6号 農地原形変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第15回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>早期米の収穫もほぼ終了し残すは普通作が残されている状況と思います。</p> <p>ただ心配なのは台風24号の動向で、当初は東シナ海に直進すると考えられていましたが予想に反して30日頃には鹿児島を經由して四国及び日本列島を縦断する予想となっています。</p> <p>水稻の収穫はほぼ終わっていますが、鬼北地域ではこれから粟の収穫最盛期を迎えます。</p> <p>先般の台風21号のような被害が出ないか大変心配しています。</p> <p>本日は第15回農業委員会総会と云う事で事前に資料が送付されていますが、慎重に審議いただきますようお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、13名であります。</p> <p>古用委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の山本委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第15回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に12番 青木武司委員、2番 赤松拓也委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

事務局	失礼します。 議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。
議長	それでは順位1番について、有田亜佳委員より説明願います。
有田委員	議席番号6番 有田です。 議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第68号 順位1番 説明】
有田委員	9月21日に事務局2名、上甲推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第68号 順位1番 説明】
有田委員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番及び2番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号1番 高田です。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番及び2番の説明をします。 まず順位1番について説明します。

	【議案書に基づき、議案第69号 順位1番 説明】
高田委員	農地法第3条第2項各号について、9月20日に譲受人、事務局2名、赤松農業委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は現地調査に立ち会うことができないため電話で申請内容の確認をしています。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第69号 順位1番 説明】
高田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第69号 順位2番 説明】
高田委員	農地法第3条第2項各号について、9月20日に譲受人、事務局2名、赤松農業委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は現地調査に立ち会うことができないため電話で申請内容の確認をしています。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第69号 順位2番 説明】
高田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 順位1番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代しました。 続いて順位3番について、川平定計委員より説明願います。
川 平 委 員	議席番号14番 川平です。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第69号 順位3番 説明】</b>
川 平 委 員	農地法第3条第2項各号について、9月20日に譲受人、事務局2名、山本推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は現地調査に立ち会うことができないため電話で申請内容の確認をしました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第69号 順位3番 説明】</b>
川 平 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	議長を川平定計委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代しました。

議長	日程第4 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番及び2番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号1番 高田です。 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番及び2番の説明をします。 まず順位1番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第70号 順位1番 説明】
高田委員	9月20日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、赤松農業委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第70号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第70号 順位2番 説明】
高田委員	9月20日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、赤松農業委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第70号 順位2番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 順位1番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位3番について、二宮正宏委員より説明願います。
二 宮 委 員	議席番号5番 二宮です。 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第70号 順位3番 説明】
二 宮 委 員	9月21日に譲渡人、譲受人、事務局2名、井伊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第70号 順位3番 説明】
二 宮 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代しました。 続いて順位4番について、川平定計委員より説明願います。
川 平 委 員	議席番号14番 川平です。 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第70号 順位4番 説明】

川平委員	<p>9月20日に譲渡人2名、譲受人、事務局2名、山本推進委員、私の計9名で現地調査を行いました。</p> <p>譲渡人で現地調査に来ることができない2人には電話で申請内容の確認をしました。</p> <p>その内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	<b>【調査書に基づき、議案第70号 順位4番 説明】</b>
川平委員	<p>以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
	(質問、意見等なし)
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議長	議長を川平定計委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代しました。
議長	<p>日程第5 議案第71号「非農地証明願について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。</p>
芝委員	<p>議席番号8番 芝です。</p> <p>議案第71号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。</p>
	<b>【議案書に基づき、議案第71号 順位1番 説明】</b>
芝委員	<p>9月20日に申請人、事務局2名、渡邊推進委員、赤松推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。</p> <p>その内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	<b>【調査書に基づき、議案第71号 順位1番 説明】</b>
芝委員	<p>以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p>



	ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第71号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とすることに異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第71号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地と決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について、山本一人委員より説明願います。
山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第71号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第71号 順位2番 説明】</b>
山本委員	9月21日に申請人の代理人、事務局2名、谷口農業委員、宇都宮推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第71号 順位2番 説明】</b>
山本委員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第71号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり非農地とすることに異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第71号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり非農地と決定させていただきます。
議長	日程第6 議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位15番から23番までは委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から14番までを一括審議し、順位15番から23番は該当

	委員退席後に審議します。 順位1番から14番まで事務局より説明願います。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第72号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第72号 順位1番から14番 説明】</b>
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位1番から14番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議長	それでは、順位15番から18番について事務局より説明願います。
事務局	順位15番から18番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第72号 順位15番から18番 説明】</b>
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位15番から18番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位15番から18番について、

	原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位15番から18番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位19番から22番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位19番から22番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第72号 順位19番から22番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位19番から22番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位19番から22番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位19番から22番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位23番について事務局より説明願います。

事務局	順位 2 3 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 7 2 号 順位 2 3 番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位 2 3 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 2 3 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 2 3 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	日程第 7 報告第 6 号「農地原形変更届出書について」の報告をします。 順位 1 番について、高田光一委員より説明願います。
高田委員	議席番号 7 番 高田です。 報告第 6 号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	【報告書に基づき、報告第 6 号 説明】
高田委員	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第 1 5 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。

	議事録署名委員
	1 2 番
	2 番